

いちき串木野市立小・中学校の規模等の適正化について

提 言 書

平成 26 年 1 月

いちき串木野市立小・中学校規模適正化検討委員会

目 次

はじめに	P 1
1 いちき串木野市立小・中学校の現状と課題	P 2～6
(1)学校数	
(2)児童生徒数	
(3)学校規模	
小学校	
① 学級数	
② 学年別児童数	
中学校	
① 学級数	
② 学年別生徒数	
2 適正規模等の基本的な考え方	P 7
(1) 生き生きとした教育活動の展開	
(2) 社会の変化や時代のニーズへの対応	
(3) 学校の特性の伸長	
3 適正規模等の基本的な在り方	P 8～9
(1) 学校の適正規模	
小学校	
中学校	
(2) 学校の適正配置	
(3) 共通配慮事項	
おわりに	P10
参考資料	P11～18

はじめに

本検討委員会は、平成 24 年 9 月 27 日、いちき串木野市教育長から、市立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方、教育環境整備の進め方について検討の依頼を受け、慎重に審議を行ってきた。

昭和 36 年以降の市内の児童生徒数の状況を見ると、小学校児童生徒数は 6,935 人（ピーク時：昭和 36 年）、中学校生徒数 3,836 人（ピーク時：昭和 37 年）から減少傾向が続き、昭和 48 年から昭和 56 年までの間は、ほぼ横ばいの状態となったものの、以降減少傾向が継続している。

平成 25 年 5 月 1 日現在では、小学校児童生徒数 1,499 人、中学校生徒数 785 人となっており、ピーク時であった昭和 36 年・37 年と比較すると小学校児童数 5,436 人、中学校生徒数 3,051 人が減少し、小中学校とも約 5 分の 1 の規模となっている。

学校ごとに見てみると、減少はするものの当面は 1 学年複数学級が維持できる学校と、小規模化が著しく進行する学校が混在しており、小学校においては全学年が複式となる学校、中学校においては、全教科の教員配置ができない学校があるなど学校規模の格差が生じ、教育機会の均等の観点から様々な問題が生じてきている。

それぞれの学校には、創立以来の歴史と伝統があり、地域住民の地元学校に対する思い入れは非常に強いものがあると思われるが、上記した現状や児童・生徒の一人一人の将来を考えた教育環境を考慮するとき、社会情勢の変化に対応した新しい学校づくりも必要であることから、学校規模の適正化や適正配置について 8 回の審議を重ねながら、学校のあるべき姿を模索してきた。

本提言書は、審議した意見が一致した結果をまとめたものであり、関係者、市民の理解と協力のもとに、今後の教育行政に反映されることを望むものである。

1 いちき串木野市立小・中学校の現状と課題

(1) 学校数

いちき串木野市は平成 17 年 10 月 11 日に旧串木野市と旧市来町が合併し、平成 26 年 1 月現在で、小学校 9 校、中学校 5 校が設置されている。(平成 22 年 4 月 1 日、土川小学校を廃止)

旧市町別では、串木野地区が小学校 7 校、中学校 4 校、市来地区が小学校 2 校、中学校 1 校となっている。

(2) 児童生徒数

小学校の児童数については、平成 20 年度 1,628 人から平成 25 年度 1,499 人へと推移し、この 5 年間で 129 人、7.92%の減少となっている。

中学校の生徒数については、平成 20 年度 876 人から平成 25 年度 785 人へと推移し、この 5 年間で 91 人、10.39%の減少となっている。

(3) 学校規模

小学校

① 学級数 (下表参照)

小学校を学級数で分類してみると、学校教育法施行規則第 41 条に一学校当たりの学級数は 12 学級以上、18 学級以下を標準とする旨の規定があるが、平成 25 年度において、施行規則が示す適正規模を維持している学校は串木野小学校の 1 校であり、他の 8 校は小規模校あるいは過小規模校に分類される。8 校のうち照島小学校、生福小学校、市来小学校の 3 校が小規模校に分類され、他の 5 校は複式学級が編成される過小規模校に分類される。

過小規模校 5 校の学級数の内訳は、5 学級 1 校、4 学級 2 校、3 学級 2 校となっている。

3 学級の学校のうち、冠岳小学校、川上小学校は児童数 11 人～10 人という状況であり、最低限の教職員配置を満たせない状態となっている。

児童数の減少が更に進む現状では、平成 29 年度の学校規模は、串木野小学校、市来小学校は適正規模を維持するものの、3 学級以下の学校は 1 校増えて 3 校となり、過小規模校の小規模化はさらに進み、冠岳小学校、川上小学校においては児童数が 10 人以下になることが推計される。

○学級数の推移

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 29 年度 (推計)
串木野小学校	21	20	18
照島小学校	12	11	10
羽島小学校	6	5	5
旭小学校	4	4	3
生福小学校	6	6	6
荒川小学校	5	4	4
冠岳小学校	3	3	3
市来小学校	12	11	12
川上小学校	3	3	2

※特別支援学級除く

○学校規模の推移

	平成 20 年度	平成 29 年度 (推計)
適正規模 18 学級 ～12 学級	串木野小学校(683) 照島小学校(315) 市来小学校(299)	串木野小学校 (611) 市来小学校(338)
小規模校 6 学級 ～11 学級	羽島小学校(76) 生福小学校(116)	生福小学校(109) 照島小学校(250)
過小規模校 5 学級	荒川小学校(48)	羽島小学校(46)
4 学級	旭小学校(19)	荒川小学校(22)
3 学級以下	冠岳小学校(12) 川上小学校(24)	旭小学校(27) 冠岳小学校(9) 川上小学校(8)

※括弧書は児童数（特別支援学級の児童数を除く）

※学校教育法施行規則第 41 条による適正規模を下回る学校を小規模校、中でも複式学級を持つ学校を過小規模校と位置づけた。

② 学年別児童数（下表参照）

学年別児童数については、串木野小学校、照島小学校、市来小学校を除く小学校全ての学年で40人以下となり、クラス替えができない状況にある。

また、1学級10人未満となる学年は、平成20年度で旭小学校5学年、荒川小学校4学年、冠岳小学校6学年、川上小学校6学年で計21学年であったが、平成29年度推計では羽島小学校4学年、旭小学校6学年、荒川小学校6学年、冠岳小学校6学年、川上小学校6学年で計28学年と増加することが推測される。グループ学習等で得られる多様な意見による学習の広がりや深まりが得られない状況が更に深刻化することとなる。

○学年別児童数の推移

	平成20年度							平成29年度（推計）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
串木野小	113	127	98	118	107	120	683	103	103	112	84	107	102	611
照島小	44	58	49	56	57	51	315	45	42	47	35	43	38	250
羽島小	10	15	12	10	15	14	76	3	8	10	7	7	11	46
旭小	1	10	2	1	0	5	19	4	3	3	6	5	6	27
生福小	26	20	15	13	24	18	116	16	23	22	13	19	16	109
荒川小	11	5	10	8	9	5	48	2	7	1	4	6	2	22
冠岳小	3	1	4	2	1	1	12	2	3	1	0	2	1	9
市来小	46	50	42	55	49	57	299	67	56	57	50	59	49	338
川上小	2	3	5	4	2	8	24	1	0	3	3	0	1	8

※特別支援学級の児童数除く

中学校

① 学級数（下表参照）

学校教育法施行規則第 41 条（1 校当たりの標準学級数を 12 学級以上）を準用している中学校を学級数で分類してみると、平成 25 年度において適正規模を維持している学校はない現状である。小規模校に分類される学校は、串木野中学校、串木野西中学校、市来中学校の 3 校となっている。

過小規模校に分類される学校は生冠中学校、羽島中学校の 2 校で 1 学年 1 学級の 3 学級となっている。

平成 29 年度の学校規模は 5 校中、串木野中学校が小規模校の規模を保つものの、他の 4 校については、いずれも過小規模校の状態のままで推移するものと推計される。

○学級数の推移

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 29 年度(推計)
串木野中学校	12	11	11
串木野西中学校	6	6	6
羽島中学校	3	3	3
生冠中学校	3	3	3
市来中学校	6	6	5

※特別支援学級除く

○学校規模の推移

	平成 20 年度	平成 29 年度（推計）
適正規模校 12 学級以上	串木野中学校（410）	
小規模校 6～11 学級	串木野西中学校（165） 市来中学校（197）	串木野中学校（384）
過小規模校 5～3 学級	羽島中学校（40） 生冠中学校（57）	串木野西中学校（150） 市来中学校（146） 羽島中学校（27） 生冠中学校（71）

※括弧書は生徒数（特別支援学級の生徒数除く）

※学校教育法施行規則第 41 条による適正規模を下回る学校を小規模校、中でも全学年 1 学級の学校を過小規模校と位置づけた

② 学年別生徒数（下表参照）

学年別生徒数の状況では、串木野中学校が平成 29 年度推計において、各学年で 130 人程度の生徒数を維持しており、各学年で 3 学級編成ができる状況である。

他の 4 校の状況は、串木野西中学校及び市来中学校が平成 25 年度は各学年 2 学級編成されているものの、平成 29 年度推計では 1 学年で 1 学級の減となる。

羽島中学校及び生冠中学校においては、全学年 1 学級となる状況である。

○学年別児生徒の推移

	平成20年度				平成29年度（推計）			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
串木野中	139	138	133	410	133	120	131	384
串木野西中	51	55	59	165	40	52	58	150
羽島中	11	16	13	40	10	7	10	27
生冠中	18	23	16	57	25	29	17	71
市来中	56	70	71	197	33	52	61	146

※特別支援学級の生徒数除く

2. 適正規模等の基本的な考え方

本検討委員会は、本市におけるこれまでの急激な児童生徒数の減少傾向に対応し、かつ教育の質的改善を図る観点から、将来の児童生徒数の変化を視野に入れた学校の適正規模等の在り方を検討するに当たり、「児童生徒の一人一人の将来を考える」ことを第一義に、次の3項目を基本的な考え方として協議を進めることとした。

(1)生き生きとした教育活動の展開

各学校が、それぞれの特長を十分発揮し、学びの主体である児童生徒一人一人が、社会性を培い、お互いに切磋琢磨しながら生き生きとして自分の目標実現に向けて取り組むことができるようにする。

(2)社会の変化や時代のニーズへの対応

市の合併等に伴う社会の変化や個々の児童生徒の多様性に的確に対応できるとともに、新学習指導要領等の円滑な推進ができるなど学校全体としての教育活動の活性化を図る。

(3)学校の特性の伸長

連綿と引き継がれてきた各学校の教育の歴史と伝統を生かし、さらに新しい教育の歴史と伝統を生み出すとともに、地域の特性やニーズを踏まえ、より一層積極的な教育が展開できる基盤を創る。

3. 適正規模等の基本的な在り方

いちき串木野市の小・中学校の児童生徒数の現状及び将来の推計によると、今後において全市的に見ると増加は見込めないことから、学校の小規模化は更に加速していく状況にある。このため、現行の法制度で定められている「小学校（中学校）の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」（学校教育法施行規則第41条、第79条）を参考にしながら、教育指導面や学校運営面など多岐にわたって協議を行った結果、本検討委員会は次のように提言する。

(1) 学校の適正規模

小 学 校

市全体の学校規模、地理的条件、教育活動の活力の維持及び複式学級の解消などから、小学校の規模としては1学年15人から20人程度を超えることが望ましい。

中 学 校

各教科における適正な教員配置やグループ学習、部活動等を通じ切磋琢磨しながら多様な教育活動を図る観点から、1学年2学級から3学級以上が望ましい。

(2) 学校の適正配置

①学校施設整備の状況について

各学校とも耐震化工事や大規模改造工事が進められており、提言する学校規模適正化を図っても教育活動に支障はないと思われる。

②校舎等の新設について

既存の校舎活用で規模適正化は十分可能であり、加えて、本市財政の現状も考慮すれば校舎新設の必要はないと思われる。

③具体的な学校の配置

既存校舎の活用を前提に学校規模適正化を進めるべきと考える。
なお、具体的な学校配置にあたっては、児童・生徒の通学距離等を考慮する必要がある。

(3) 共通配慮事項

①地域と連携した取り組み

学校再編にあたっては、保護者や地域住民に理解してもらえるよう十分説明を行い、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

②児童生徒の環境変化への配慮

再編に伴う環境の変化により、児童生徒の学校生活に支障が生じないよう、再編の対象となる学校間で事前交流を行うなど、一定の準備期間を確保して、精神的負担の軽減を図る必要がある。

③通学手段の確保

再編に伴い、地理的・地形的な条件や発達段階等を考慮し、通学手段等の確保について配慮する必要がある。

④学校施設の利活用

再編に伴い、廃校となる学校施設については、施設の状況や地域の状況を踏まえ、地域の振興を図るため公共施設もしくは公共性の高い施設として活用する必要がある。

⑤その他

大きな学校に対応できない児童が少なからず存在することから、それらの児童を救済する観点と、海や山など豊かな自然環境の中で育てたいとする保護者からの要望への対応が課題であると思われる。

おわりに

本検討委員会では、教育的観点からいちき串木野市の将来を担う児童生徒一人一人に対し、より良い教育環境の中で学校生活を過ごしてもらうことを主眼に置いて、学校規模適正化並びに適正配置について検討を進めてきた。

適正規模については、文部科学省が標準規模として示している学校教育法施行規則第 41 条の規定は参考として確認しながらも、本提言では本市の現状を踏まえ、いちき串木野市としての望ましい規模として設定した。

それぞれの学校には、地域との深いつながりや、数世代にわたる長い歴史と伝統がある。そのため提言書で示した内容を一律に実施することは困難であることが予想される。

したがって、学校適正配置を図るうえでは、各学校、各地域等の実情を踏まえた検討を重ね、関係者の相互理解を得た中での進め方が必要である。

また、提言した適正規模に沿って「一定規模の学校」にすることで児童・生徒が抱える全ての課題が解決するものでもないと思われる。学校のあるべき姿は、児童・生徒が健全に学び、互いが切磋琢磨しながら生きる力を養い得る場であるとともに、保護者も安心して預けられるところでなければならない。通学路の安心・安全、通学手段の確保など、細かな配慮を求めたいと思う。

それらの取り組みの延長上に「地元の学校」としての定着がなされ新たな歴史を刻んでいくことになるのではないかと思う。

魅力ある学校の存在が地域の定住化促進に寄与するケースもあり得ることから、学校自らが資質向上に向けて取り組むことにも期待をしたい。

最後に、本提言により現在の児童生徒や学校現場が抱える「学校の規模適正化・学校の適正配置」という課題が、いちき串木野市全体の課題として認識され、問題解決の第一歩になるとともに、本市教育の振興が一層図られることを望んで、提言の締めくくりとしたい。

参 考 資 料

資料 1 小中学校児童生徒数、学級数推移

資料 2 参考法令

資料 3 検討委員会の審議経過

資料 4 いちき串木野市立小・中学校規模適正化検討委員会委員

資料 5 いちき串木野市立小・中学校規模適正化検討委員会設置要綱

市内小・中学校 児童・生徒平成25～31年度推移表(平成25年5月1日現在)

資料 1

年度 学校名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	学級数	児童・生徒数																						
串木野小学校	24	696	24	675	23	670	24	662	24	663	23	648	21	624	21	622	20	620	20	622	20	621	20	615
照島小学校	13	319	13	319	13	307	13	297	12	297	12	281	12	276	11	263	11	261	11	256	12	256	11	253
羽島小学校	7	79	7	73	7	69	7	67	6	63	5	51	5	47	4	48	5	51	5	46	4	46	5	45
旭小学校	4	19	3	19	4	28	4	25	4	30	4	28	4	33	4	30	3	27	3	27	4	27	4	27
生福小学校	6	116	6	117	6	121	6	127	6	126	6	131	6	114	6	119	6	118	6	109	6	107	6	107
荒川小学校	5	48	6	52	6	54	6	53	5	45	4	42	4	34	3	29	3	27	4	22	3	23	3	18
冠岳小学校	3	12	3	12	3	18	3	16	3	10	3	11	2	9	3	10	3	8	3	9	2	8	2	6
土川小学校	3	16	3	13																				
市来小学校	12	299	12	302	12	302	12	291	13	300	12	297	12	299	12	298	11	302	12	338	12	340	12	337
川上小学校	3	24	4	21	4	17	4	15	4	13	3	10	3	11	3	11	2	9	2	8	2	11	3	12
小学校計	80	1,628	81	1,603	78	1,586	79	1,553	77	1,547	72	1,499	69	1,447	67	1,430	64	1,423	66	1,437	65	1,439	66	1,420
串木野中学校	13	415	13	399	13	376	13	368	12	352	13	359	12	343	13	369	11	365	11	384	10	362	10	361
串木野西中学校	6	165	7	151	7	147	7	148	8	145	8	173	8	171	7	184	7	165	7	153	7	144	7	142
羽島中学校	3	40	3	44	4	46	4	47	4	42	4	35	4	33	4	31	4	31	4	31	4	30	4	29
生冠中学校	3	57	3	60	3	62	3	66	3	62	3	58	3	73	3	73	3	79	3	71	3	71	3	63
市来中学校	7	199	7	194	7	169	7	171	7	155	7	160	7	153	7	169	7	164	6	147	6	136	5	142
中学校計	32	876	33	848	34	800	34	800	34	756	35	785	34	773	34	826	32	804	31	786	30	743	29	737
合計	112	2,504	114	2,451	112	2,386	113	2,353	111	2,303	107	2,284	103	2,220	101	2,256	96	2,227	97	2,223	95	2,182	95	2,157

参考法令

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第一百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

資料 3

検討委員会の審議経過

第1回検討委員会（平成24年9月27日）

- ・ 委員会設置
- ・ 鹿児島県の小・中学校の状況について
- ・ いちき串木野市の小・中学校の状況について
- ・ 適正規模、適正配置について（文科省資料を活用）

第2回検討委員会（平成24年11月2日）

- ・ 市内学校視察（荒川小・旭小・串小）

第3回検討委員会（平成25年1月22日）

- ・ さつま町教育委員会研修視察（さつま町における検討委員会の経緯・状況を研修）

第4回検討委員会（平成25年2月18日）

- ・ 学校規模によるメリット・デメリットについて協議

第5回検討委員会（平成25年7月19日）

- ・ 適正規模・適正配置について協議

第6回検討委員会（平成25年9月18日）

- ・ 適正規模等の基本的な考え方について協議
- ・ 適正規模等の基本的な在り方について協議

第7回検討委員会（平成25年10月30日）

- ・ 学校の適正規模について協議
- ・ 学校の適正配置について協議

第8回検討委員会（平成25年12月4日）

- ・ 提言書（案）について検討し、いちき串木野市立小・中学校の規模等の適正化について提言書を作成

資料 4

○いちき串木野市立小・中学校規模適正検討委員会委員

番	区 分	所 属
1	学校代表	串木野小学校長
2		荒川小学校長
3		川上小学校長
4		串木野西中学校長
5	保護者代表	串木野小学校
6		照島小学校
7		羽島小学校
8		旭小学校
9		生福小学校
10		荒川小学校
11		冠岳小学校
12		市来小学校
13		川上小学校
14		串木野中学校
15		串木野西中学校
16		羽島中学校
17		生冠中学校
18		市来中学校
19	地域代表	串木野中学校校区
20		串木野西中学校校区
21		羽島中学校校区
22		生冠中学校校区
23		市来中学校校区
24	教育委員会が必要と認めた者	元教育委員
25		<ul style="list-style-type: none"> ・ 串木野高等学校校長 (H24 年度) ・ 元職員 (H25 年度)

資料 5

いちき串木野市立小・中学校規模適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 いちき串木野市立小・中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備と充実した学校教育の実現に取り組むため、いちき串木野市立小・中学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、学校規模適正化について必要な事項を教育長に提言するものとする。

- (1) 市立学校の適正規模、適正配置に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の代表
- (2) 保護者の代表
- (3) 地域の代表
- (4) 教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。